

体制の届出に係る提出書類一覧表

指定相当訪問型サービス

※各加算の算定要件については、事業者において報酬告示等に示された要件を満たしていることを御確認の上、届け出てください。

算定後に算定要件を満たしていないことが確認された場合は、返還となることがあります。

注：人員に関する基準等については、専従・兼務等の配置要件や常勤換算人数、集計方法等を十分に御確認ください。

※届け出において算定要件を確認した資料については、事業者において適切に保存してください。

※必要に応じ、以下の添付書類以外の資料の提出を求めています。

【加算の種類ごとの添付書類】

	加算の種類	添付書類
共通	割引	・「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」（別紙37）
指定相当訪問型サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	なし
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	なし
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	なし
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	・「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）又はこれに準じた計算書等
	特別地域加算	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	・前年度（3月を除く）の平均延訪問回数の算出資料
	口腔連携強化加算	・「口腔連携強化加算に関する届出書」（別紙11）